

難病指定医の指定を受けている医師の皆様へ

## 難病法に基づく「難病指定医」の更新申請の御案内

難病指定医の指定有効期間は、指定を受けた日から5年間です。

貴殿の難病指定医の指定有効期間は令和5年度中に満了しますので、引き続き指定を希望される場合は、更新申請書類を郵送にて御提出いただきますようお願いいたします。

### 1 令和5年度の更新対象者

主たる勤務先の所在地が宮城県内（仙台市を除きます。）であり、かつ、宮城県が指定した「難病指定医」のうち有効期間終期が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの方

### 2 更新申請の受付期間

#### 現在受けている指定の有効期間満了日までの12か月以内

※ 有効期間終期まで更新申請は可能ですが、有効期間終期直前の申請の場合、新しい指定通知書の発送は、有効期間の終期以降となる可能性があります。

※ 有効期間の終期を過ぎて申請された場合、原則として当該申請日からの新規申請の扱いとなります。

### 3 難病指定医の種類と必要書類

難病指定医の種類と要件 (指定医番号の3桁目)	更新申請に必要な書類等
難病指定医(S) …専門医資格により難病指定医の指定を受ける場合	① (難病) 指定医指定申請書兼経歴書(様式第1号) ② 専門医に認定されていることを証明する書類の写し ※ 申請日時点で認定が有効であることを確認できるもの(有効期間の記載があるもの)を御提出ください。お持ちの専門医証等に有効期間の記載がない場合は、学会の方に御相談いただき、証明書等を発行してもらってください。
難病指定医(T) …研修修了により難病指定医の指定を受ける場合	① (難病) 指定医指定申請書兼経歴書(様式第1号) ② 難病指定医の指定に係る研修を修了したことを証する書類 ※ 研修については「4 オンライン研修」を御確認ください。

※ 現在、「P(経過措置)」で認定されている場合は、今回の更新申請により、「S」又は「T」の区分の指定医番号が改めて附番されます。

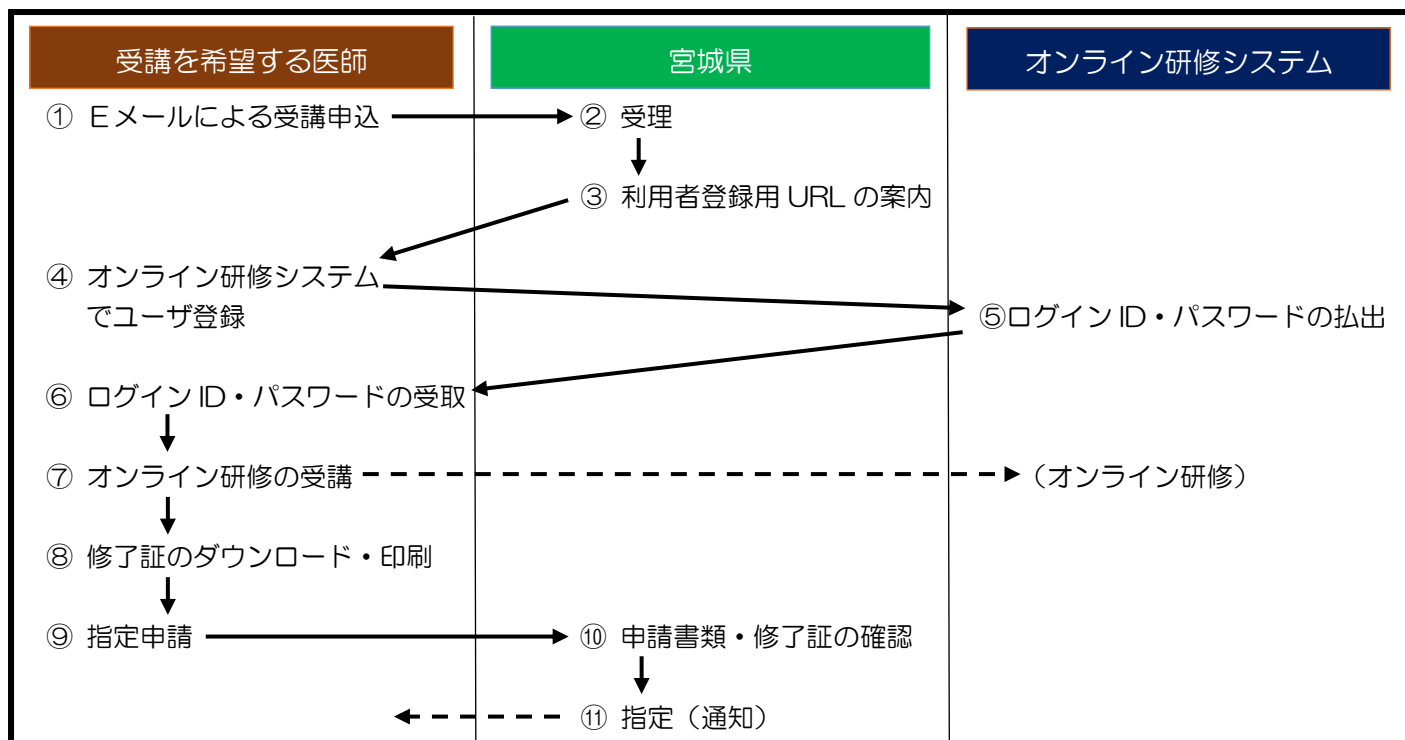
#### <留意事項>

- 氏名、医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合には、申請書類と併せて医師免許証の写しも添付してください。
- 難病指定医から協力難病指定医への切替を希望する場合には、現行の指定について辞退を申し出ていただき、改めて協力難病指定医に係る新規申請を行ってください。
- ご事情により難病指定医の更新を行わない場合は、辞退届の提出をお願いします。
- 各種様式は、下記の宮城県ホームページからもダウンロードできます。  
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/nanbyou-siteii-kouhyou.html>)

#### 4 オンライン研修（専門医資格を有する医師の方は、受講は不要です。）

宮城県では、難病指定医研修をオンライン研修として実施します。宮城県ホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/nanbyou-siteii-kouhyou.html>）にアクセスし、以下の手順で難病指定医研修（WEB研修）を受講してください。

#### 【 研修受講フロー図 】



#### 【 留意事項 】

上図番号	説明
①	県のホームページから受講申込書をダウンロードいただき、入力・記入の上、Eメールにてお申し込みください。 ◆送付先 宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班 受付専用アドレス： nanbyo_online@pref.miyagi.lg.jp
③	Eメールで県から受講申込書記載のアドレス宛てに利用者登録用 URL を御案内します。
④～⑥	利用者登録用 URL（オンライン研修システム）にアクセスの上、利用者様自身でユーザ登録（ログインID・パスワードの払出、受取）をお願いします。
⑦	受け取りましたログインID・パスワードにより、オンライン研修を受講してください。その際は、受講する講座（難病指定医）を選択し、受講を開始してください。 ※指定区分（難病指定医・協力難病指定医）によって、講座は異なります。
⑧	研修受講進捗率が100%になりますと、【修了証を表示する】ボタンが表示されます。 ダウンロード・印刷し、申請時に添付してください。
⑨	修了証の写しと申請に必要な書類を併せて、下記の申請書等提出先へ提出してください。

#### 【 申請書等提出先・問合せ先 】

〒980-8570（住所不要）  
宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班  
電話 022-211-2636（直通）